

直江コミュニティセンターの施設使用料の改定について

1. 概要

昨今の物価等の上昇による維持管理費等の増加等を踏まえた市の統一的な考え方による使用料に改めるため、令和7年度9月議会に条例改正案を提出し、令和7年9月30日に議決されました。これにより、下記のとおり直江コミュニティセンター施設使用料が改定されますのでお知らせします。

2. 改定時期

令和8年（2026）4月1日

3. 改定内容

部屋名	部屋 使用料（円／時間）		空調使用料(円/時間)	
	現行使用料	改正後使用料	現行	改正後
集会室	1,520	2,200	456	660
研修室	300	400	90	120
小会議室	300	400	90	120
2階会議室1	300	400	90	120
2階会議室2	300	400	90	120
調理室	500	700	150	210

4. 特記事項

- 令和8年4月以降の使用であっても当該使用料を3月31日までに納付される場合は旧料金の取扱いとなります。
- 冷暖房を使用した場合は、従来どおり使用料の3割相当額を加算します。

問合せ先

出雲市役所 自治振興課

電話：21-6951